

墨田区行政手続条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、同法に準じ、インターネットを通じて公示事項を閲覧することができるようにする必要がある。

2 改正概要

公示の方法による聴聞及び弁明の機会の付与の通知は、公示事項を一定の方法（規則で定める方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示すること等によって行うこととする。

3 施行期日

令和8年5月21日